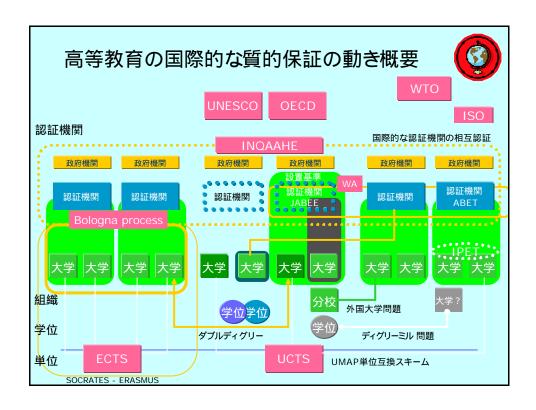


高等教育の国際的な質的保証の動き

一大学の国際的な情報ネットワークの確立に向けて一

by 国際的な大学の質保証作業部会 国際システムW G





WTO,UNESCO,OECD等での議論

➤ WTO (GATS協定)

2001年の新ラウント開始 (~ 2005年)により、WTO (世界貿易機関)のサービス貿易交渉において、サービスの自由化に関する交渉が行われており、高等教育が最大の焦点。

我が国に対しては、米・豪・中など10カ国より、自由化の要求が行われ、我が国からも先進国・中進国に対し、自由化の要求を行い、交渉が続けられている。

我が国としては、教育サービスの自由化に当たっては、教育の質の確保及び消費者保護の視点が重要との立場を明らかにして、各国との交渉を続けてきている。

また国によって、高等教育制度が異なることから 国境を越えて 提供される高等教育に関する情報提供ネットワークの構築の必要 性・重要性も主張してきたところ。



WTO, UNESCO, OECD等での議論(つづき)

UNESCO

1998年10月 世界高等教育会議 「21世紀における高等教育に関する世界宣言」

世界全体が持続可能な発展を確保するため、高等教育の重要性と公平なアクセスの確保等につき宣言。

2001年 9月 グローバル・フォーラムの設置を合意

グローバル化が高等教育の質保証や資格認定に与える影響を検証するとともにWTOサービス貿易交渉における教育サービスを含むサービス貿易の自由化と高等教育との関連について情報交換を行うことを目的とする。



WTO, UNESCO, OECD等での議論(つづき)

2002年10月 国際アクレディテーション、質保証及び資格承認に関する グローバル・フォーラム第1回会合」を開催

世界6地域の学位認定条約をベースに、国境を越えて提供される高等教育に関する国際規範、国際的な質保証や資格認定の在り方等について検討の必要性が提唱。

2003年 6月 世界高等教育会議 + 5

1998年の 世界高等教育会議」のフォローアップ。 高等教育の新展開」、 高等教育の構造 システム」等の分科会に分かれた発表 討議などが行われた。 我が国は、 各国教育制度間の相互尊重 パートナーシップなど国際的な質保証 指針原則の策定や質保証に関するグローバルな情報ネットワークの構築の必要

制を主張。 2003年 10月 第32回ユネスコ総会 高等教育とグローバリセーション 持続可能な開発を目指し

た、質及び知識社会へのアクセスの向上」に関する決議案の採択 各国が国内で質の保証を確保するための取組を促すとともに、国境を越えた 高等教育の提供に関する指針原則の確立及び各国の教育当局や質保証機関 を結ぶ地域・世界的な情報ネットワークの構築のための取組の促進等を提案。日本は共同提案国。

WTO, UNESCO, OECD等での議論(つづき)



OECD

2003年9月

OECD/CERが 高等教育における国際的な質の保証とアクレディテーションに関する国際研究プロジェクトを立ち上げ (2003年1月)、専門家による調査研究を行い、報告書にまとめたところ。

報告書は、国境を越えて提供される高等教育の質保証に関する現状把握の観点から、欧米、アジア太平洋地域の数力国についてのケーススタディ、ユネスコ地域条約及びGATS等のTrade Agreements等についての詳細に報告。

加えて、中等後教育の国際展開に伴い、高等教育の質保証に関し、各国が直面するであるう基本的論点整理や今後予測される政策的課題について整理し、OECDがユネスコとの協力の下に、国境を越えて提供される高等教育の質保証のための非拘束的な指針を作成するとの方針を提案。

当該指針については、11月3日~4日の「OECD/教育サービス貿易に関するノルウェー・フォーラム」において議論され、12月を目途に非OECD加盟国も参加してガイドライン作成のためのWGを立ち上げる予定。



WTO,UNESCO,OECD等での議論(つづき)

> INQUAAHE

NQAAHEは、国際大学長協会 (JAUP)の提案を受けて、 大学評価機関の国際的認証制度ともいえる 世界的質登録 (WQR: Worldwide Quality Register)」の設立を 検討してきたが、平成 15年 4月の NQAAHE総会におい ては、評価機関自身の質保証の指針の採択にとどまった。

国境を越える高等教育サービスの展開に当た以 各交流事業において直面している具体的な問題点



> ヨーロッパ

ボローニャ・プロセス (1999年~)まで

・学位の相互承認

EC域内では早くから取り組む。

古 (は、 大学への入学に導く卒業証書の同等性に関するヨーロッパ協定」(1953年: 欧州会議)から、現在では、 ヨーロッパ地域の高等教育に関する資格の承認協定」(リスボン協定 1997年 欧州会議/1ネスコ)に基づき、高等教育のアクセス、学習の期間、高等教育資格とも、体質的な相違が示されなければ、承認されるものとする

NARIC (National Academic Recognition Information Centres)-ENIC (European Network of Information Centres)ネットの設立

各国の高等教育制度についての概要、高等教育機関一覧等についての欧州内の情報が、ラリシステムにて情報提供。諸国政府により指定された情報提供機関間で協力関係を確立

国境を越える高等教育サービスの展開に当たり、各交流事業において直面している具体的な問題点(つづき)



·単位互換 (SOCRATES "ERASMUS")

1987年から実施し、95年よりソクラテス計画の一環として実施。1年間の学修を最高60単位に換算し、在籍大学の単位へ読み替えることにより、単位互換を促進する欧州単位互換制度 (ECTS)に基づき、ヨーロッパ内の大学高等教育機関に在学する学生が、国境を越えて3~12ヶ月、他のヨーロッパ国に移動し、そこで学修の一部を行うことを財政的、学術的、行政的側面で支援する計画。

在学中の大学・学部と留学先の大学・学部による協定が前提。

(EUの権限は 補完性原則」(principle of subsidiarity)により制限

= 共同体は、教育内容と教育システムの組織、ならびに文化的言語的な多様性に対する加盟 国の責任を十分に尊重しながら、加盟国の協力を奨励することにより、必要であればその 活動を支援し補助することによって、教育の質の発展に寄与するものとする)

国境を越える高等教育サービスの展開に当たり、各交流事業において直面している具体的な問題点 (つづき)



> ヨーロッパ (つづき)

グローバル化と高等教育の質の保証(ボローニャ宣言:1999年~)

ERASMUSならびにECTSは、各国の多様な教育システム 政策枠組みを尊重した上で高等教育の国際化を進める、任意制の政策 (Voluntaristic policy)であるが、近年のゲローバル化に際し より徹底した国際協調を求める動きが加速している。

→ ボローニャ宣言 (1999年)

欧州29ヶ国の教育大臣が署名。2010年までに 引 ーリッパ 高等教育圏 」の建設を目指す。具体的には、主に下記の点を提案

・2段階構成の学修課程 (学士、修士)の導入、 ECTSの更なる活用、

ディプロマ・サブリメント (取得学位・資格の内容等につき、標準化された英語表記で追加情報を提供)の試験的導入

国境を越える高等教育サービスの展開に当たり、各交流事業において直面している具体的な問題点(つづき)



▶ ヨーロッパ (つづき)

ベルリン・コミュニケ (2003年9月)

旧ユーゴ諸国を含めた40ヶ国の教育大臣が署名。 ボローニャ宣言を改めて確認した上で、更に2005までに各国の導入を努力する旨、更に短期の期限が設定された。また、下記の点につき、新たに提案。

・質の保証システムの構築;

- *各国の質保証システムの中で、 機関の内部評価および外部評価の実施、 アクレディテーションを含む質の保証システムを構築
- *3-ロッパ質の保証ネットワーク(ENQA)に対し、欧州における質の保証におけるスタンダード手続き、指針の開発、適切なピア・レビューとアクレディテーション団体の確保に関する情報提供と2005年を期限とした現状調査報告を要求
- ・博士課程を共通枠組に追加
- ・ECTSを、読み替えのみではなく 履修の蓄積を証明する手段として、さらに普及・ディブロマ・サブリメントの2005年以降の本格導入
- わかりやすい情報提供システムを目指し、特にENOAとENIC/NARICネットとの 協力関係の強化が必要

国境を越える高等教育サービスの展開に当たり、各交流事業において直面している具体的な問題点(つづき)



> アジア

UMAP

1991年に発足。現在 29カ国が加盟し、国際事務局(日本)と理事国による国際会議によって運営。欧州のERASMUSにおける単位互換システムECTSに倣い、フルタイム学生の1学年間の学習総量を60単位とするUCTS制度を基に単位互換等を通じてアジア太平洋地域内の高等教育機関間の協力を推進するとともに、学生と教職員の交流を促進。

UCTSは単位数の公平な交換は行いが、教育の質自体は保証しない。また、UCTS使ったとしても 読み替える科目がなく 互換されなかったり、単位数が少なく 換算されてしまうこともあり。

カリキュラムや単位互換制度の透明性、信頼性を高めるために、各国の教育制度等やUCTSについての情報等が重要。

アジア太平洋圏における高等教育質保証に関する地域ネットワーク構築の動き

INQAAHE JNESCOのアジア・太平洋事務局が中心に活動。2003年1月に開催された香港国際会議において、アジア・太平洋地域における、高等教育質保証のための指標の具体化、<u>質保証機関に関する情報の収集・普及、各国の高等教育システムに関する情報の収集・整理、</u>遠隔教育の質保証についてWGを編成して検討を進めていくこととされたところ。

国境を越える高等教育サービスの展開に当た以 各交流事業において直面している具体的な問題点 (つづき)



INTERNATIONAL ACCREDITATION

Washington Accord, JABEE

1999年に設立された日本技術者教育認定機構 (JABEE)は、技術者教育の向上と国際的に通用する技術者の育成のため、技術系学協会と密接に連携しながら技術者教育プログラムの審査・認定を行う非政府団体。2001年にワシントン・アコートに暫定加盟中。認定基準は、共通基準と分野別要件で構成され、各プログラム毎に認定の最低水準が設置され、審査員はそれが妥当か否かを判定。

審査員の主観で審査結果が変わらないよう 審査員の質の向上のための不断の努力が必要。

→ 情報の観点からは、被審査機関自らが公開しない限りは、審査に関連した 文書、機密書類、及び情報は審査関係者が審査目的のみに使用、米国 ABE Tも同様)。

いわゆるディプロマ・シル問題



米国において少なくとも19世紀後半からある非正統的な傾向を示す教育機関を称して呼んでいるもので、学問的な基盤に立った厳密な定義はない。

昨今のオンライン教育の隆盛を背景に、オンライン・ディプロマ・ヨルが登場し、またアクレディテーションを受けているか否かが正統な教育機関としての証明となりうるために、品質保証の裏付けのない認定を行うアクレディテーション・ヨルも米国等で見受けられるような現状にあるため、米CHEA(Commission for Higher Education Accreditation)では以下のような指標を公表している。

・ディプロマ・ヨレ:贋物の証明書や学位を与える、信頼に値しない教育ないしそれに類する事業の提供者 学位が金で買える

その証拠がないのにアクレディテーションを受けているような言及がある

怪しげなアクレディテーション団体から認定を受けているような言及がある

連邦や州の設置許可を受けていない

学生の出席要件が あれば)小さい学生の単位取得要件となる課業量が少ない

学位取得までの期間が短すぎる

経験や履歴書だけで学位が取れる/逆に正統な教育を行うにしては経費が安い

キャンパスないし事務所の住所が示されていない=私書箱しかない

教員の名前や肩書きが公表されていない

有名大学と似た名前がついている

その証拠がないのに出版物があるような言及がある

いわゆるディプロマ・シレ問題 (つづき)



・アクレディテーション・ヨレ:贋物のアクレディテーションや品質保証ないしそれに類する事業の提供

アクレディテーションが金で買える

大学が知らない間に「アクレディテーションした機関」のリストに載せられている

通常のアクレディテーション機関に比して経費が高い

その事実がないのに(連邦教育省やCHE Aなどから)認証されているような言及がある 品質の基準が(公表されていれば)少ない

アクレディテーション取得までの期間が短すぎる

レビューが書類提出だけで済み、訪問調査や主要人物への聞き取り調査がない

レビューを行わないのに 咏久アクレディテーション」が与えられる

有名アクレディテーション機関と似た名前がついている その証拠がないのに出版物があるような言及がある

- <米国等における対応状況>
- 米国連邦教育省としてはアクレディットされていない高等教育機関を追跡していない CHEAではアクレディテーション団体の登録を行っている
- ・ディプロマ・ミルに関する情報提供(例:オレゴン州では、州内で無効である」機関のリストを公表)
- ·ディプロマ・ヨレに対する連邦捜査局 (FBI)のDiploma Mill Task Forceの設置
- ・ディプロマ・シレやアクレディットされていない高等教育機関の存在に対する国民からの
- 情報収集(例:オーストラリア教育科学雇用省)
- 高等教育の品質維持および消費者保護の観点からどのような情報の整備が必要か?



- >国際的に展開される高等教育の質の保証 の枠組み構築の第一歩
 - ⇒大学等の国際的な情報ネットフークの構築の必要性

他国・地域における情報提供事業の例



ヨーロッパ

ENIC (European Networkof Information Centres) - NARIC (National Academic Recognition Information Centres)

欧州域内の学位・資格の相互承認や、学生交流等の促進のため、各国の高等教育制度についての概要、高等教育機関一覧、評価制度の概要等、各国が情報提供すべき項目について共通化を図った欧州内の高等教育に関する情報ボータルシステム。諸国政府により指定された情報提供機関間で協力関係を確立。大学機関間、学生等が活用することを規定。

米国

IPED **S**

高い教育データへの要望と、アカウンタビリティの要求への対応から、全米教育統計センター(NCES)において、中等後教育総合データシステム」(IPEDS)が整備。

とアナリシス システム (PEDS Peer Analysis System) 研究者用 検索し トラレオス 享等教育機関 がペンチフークかい 熱斑穴を行ったね

検索しようとする高等教育機関がベンチマークや比較研究を行うため、 当該機関と類似性の高い重要な高等教育機関のデータを検索

・大学教育機会オンライン (IPEDS COOL) 学生や保護者が大学選択をする際に活用

米国内の約7000の大学・カレッジにつき、各々が提供する学位の種類や、カーネギー分類上の位置づけ、 授業料や奨学金などに関するデータを検索

我が国の現状と課題



- 包括的な大学等に関する情報を集積している機関等は、 現在のところない。
- ▶ 以下のような情報を公開している機関はある。
 - ·大学評価 ·学位授与機構:
 - ・当該機構が実施した評価事業に関する成果の公開
 - ・諸外国の高等教育に関する評価機関に関する情報の公開等

·大学基準協会:

·正会員、賛助会員名簿等

我が国の現状と課題(つづき)



大学が公開している情報の現状については下記の通り。

大学における情報公開のための取組(平成13年度) (「大学における教育内容等の改革状況について)より

インターネットによる「大学ホームページ」の具体的な掲載内容

④ ①でbを選択した場合、ホームページの具体的な掲載内容をお答えください。(複数回答可)

a 大学紹介(沿革等) i 行事案内 b 学部・研究科紹介 j 就職情報 c 施設紹介(キャンパスマップ等) k 教員の公募 d クラブ・サークル紹介 l シラパス

e 学生・艦員の自作ホームページ m 所有する資料のデータペース

f 入学案内 n 自己点検・評価 g 外国人留学生向け入学案内 o その他(具体的に)

h 公開講座

	a	b	c	ď	c	f	g	h	i	j	k	1	m	σ	a
国立	97	99	92	63	38	96	63	92	85	73	55	52	43	27	48
公立	66	67	60	36	26	64	9	48	49	28	24	8	8	4	10
私立	473	468	438	323	189	462	155	358	383	320	107	110	84	18	104
合計	636	634	590	422	253	622	227	498	517	421	186	170	135	49	162

国際的な大学等の質保証に関する情報提供ネットワーク の構築に向けた検討課題について (案)



- (1)国際的な大学等の質保証に関する情報提供ネットワークの構築 に当たっての基本的スタンス
 - ・これからの留学生交流の更なる活発化、日本国内外における大学等の国際展開及び、日本国内における学生流動化 転 編入学)を支えるためにも、高等教育機関に関する情報の整備は重要。
 - 各国の大学等の出す学位、資格の相互承認、国際通用性が課題となっており、それを支える 信頼性の高い情報の整備が必要
 - 国際的に 大学等の質を保証」するためには、各国の教育の内容の多様性等を踏まえ、まずは提供される高等教育の内容自体に着目するのではなく 情報開示の仕組みの構築」が必要。
 - 各国の認可やアクレディテーション等の評価の状況及び評価機関の状況に関する情報を提供 し、それと個々の大学等の情報とを組み合わせることによって、大学等の質がどのように保証 されているのかがわかる仕組みを構築
 - ・大学等の独自性及び自律性も踏まえた上で、諸外国との情報共有 提供内容の調整を行い、 各国が情報開示を行ない、それをリンクしていくことで、実質的に情報ネットワークを構築。

国際的な大学等の質保証に関する情報提供ネットワークの構築に向けた検討課題について (案) (つづき)



(2)必要な情報事例

全体的情報】

・教育制度概要 (例:学期制度等についても)

・質保証及びアクレディテーション制度について

- ▶ 高等教育機関の設置認可制度及びその要件 (政府との関係)。
- ▶ 大学評価制度 (第三者評価機関等に関する情報も含む)

高等教育機関の入学要件 (例:大学入学までの所要就学年数)及び卒業要件 (例:各学位取得のための修業基本年数等)

・各国における一般的な単位、学位認定に関する制度及び仕組みについて

- ▶ 必要単位数 (一般教育科目単位数を含む)、単位換算制度、
- 学位について (例えば、最低修業年限、卒業論文、修了論文、卒業試験、学外試験員制度の有無、論文博士制度、ダブルメジャーに関する規定、学位に関するに順位付制度 (例:英国)等)
- 各代表的学位の取得要件(専門分野ごとの典型例) (専門科目単位数、コアカリキュラム、実験実習などの要件の典型例等)
- ・各国において設置認可・アクルティットされた"正規の"高等教育機関一覧
- ・教員資格について(採用方法、学位、テニュア・任期制など)

国際的な大学等の質保証に関する情報提供ネットワークの構築に向けた検討課題について (案)(つづき)



【個別の高等教育機関についての情報】

- ・各高等教育機関の理念、目的、教育目標、
- ·入学資格要件、卒業要件
- ・教育課程の内容、方法等(シラバス等)
- ・単位の計算方法及び学位授与の基準、手続等
- ・当該大学等の管理運営体制
- ・第三者評価機関からの認定状況など

(3)必要な情報収集・交換のための対応方策について

個別の高等教育機関の情報については一定のフォーマットと大学側の協力が 不可欠

(例:自己点検評価の評価項目例)

・世界共通のフォーマット(英語版)を作成し、常時Webなどで公開する

(例:ENIC (European Network of Information Centres)では共通の公開すべき情報項目が記載されたフォーマットに沿って

加盟各国において情報を整理し、それをWeb上で公開)

・評価機関間の積極的情報公開が重要

国際的な大学の質保証に関する情報提供ネットワークの構築に向けた検討課題について(案)(つづき)



(4) 今後整理すべき論点に向けて (Disscussion)

途上国も含め、情報整備に当たって各国が負う負担をできるだけ軽減するために、まずは高等教育の国際的な展開を促進するために、最低限必要な情報に精査すべき。 (先述の挙げた必要な情報事例の中でも、対象、目的に応じ精査する必要あり) (例)

高等教育の国際的な展開の中で、

- (1)情報利用者は誰と想定するかによって必要な情報が違うのではないか。 学生、大学等機関、政府?
- (2)目的に応じ必要な情報が違うのではないか。 ・留学生交流等の人物交流の促進のために最低限必要な情報は何か・自国の大学の海外分校の展開促進、外国大学の分校受入れのための質の確保の際に、最低限必要な情報は何かディプロマ・ヨレ等を防ぐために最低限必要な情報は何か等

ネットワーク確立のイニシアティブ、維持 管理等はどこが担うべきか。 (国際間はユネスユ、国内は?)